

「中小企業における 知的財産の活用・保護の推進」に向けて



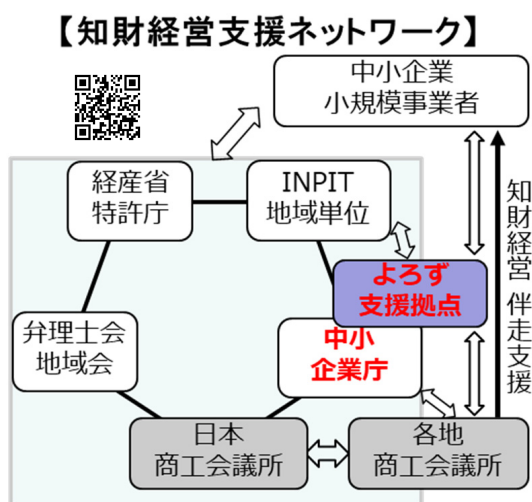
日本商工会議所
理事・産業政策第一部長 加藤 正敏

はじめに

私は、2023年4月に産業政策第一部長となり、知的財産や税制改正、独占禁止法等の経済法規等を担当している。その前は、中小企業振興部長として、中小企業・小規模事業者のイノベーション創出や新技術・新製品開発、販路開拓、資金繰り支援、取引適正化、パートナーシップ構築宣言、創業・スタートアップ、事業承継・事業再生、商工会議所による伴走型支援の体制構築など、様々な中小企業支援を担当してきた。

現在、中小企業振興部での様々な中小企業支援の経験を踏まえつつ、本稿のテーマである知的財産について、「中小企業における知的財産の活用・保護の推進」に向け、取り組んでいるところである。

具体的には、①知財経営リテラシーの向上、②知財の活用推進、③知財の保護強化に向けて、政府への提言に加え、「知財経営支援ネットワーク」（日本商工会議所、特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁理士会）を通じて、中小企業の知財経営（商標・特許などの知的財産を活用した経営）の推進を展開している。

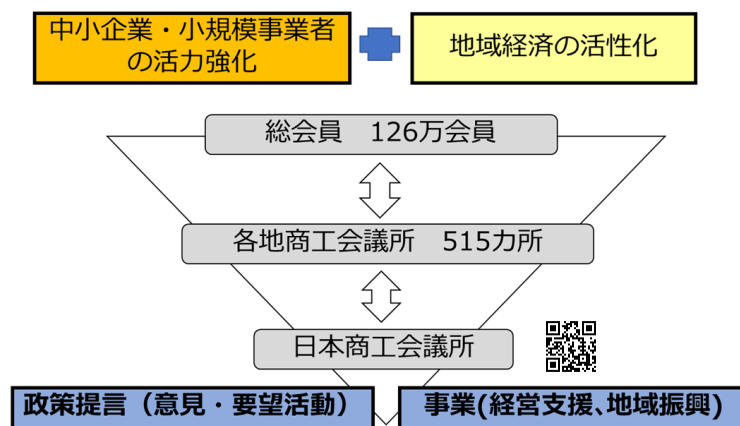


商工会議所の概要

ここで、知財を含む中小企業の経営支援等に携わっている商工会議所の概要について、説明する。

商工会議所は、商工会議所法に基づいて設置された地域総合経済団体である。現在、全国515か所に存在し、会員総数は126万会員である（新1万円札の肖像画の渋沢栄一翁が1878年に東京商工会議所を創設したのが起源）。「中小企業・小規模事業者の活力強化」と「地域経済の活性化」を2大ミッションとして、その実現に向けて、政策提言活動と事業活動（経営支援、地域振興）を展開している。

それら515商工会議所を会員とする全国団体が日本商工会議所（1922年設立）である。全国の商工会議所の意見を集約し、政策提言を策定し、政府・政党にその実現を働きかけている。政策提言のテーマは、経済対策、税制改正、中小企業対策、取引適正化、知的財産、デジタル化、地方創生、観光振興、国土強靱化、雇用・労働、環境・エネルギー、社会保障など多岐に亘っている。



中小企業における知的財産の重要性

日本商工会議所は、中小企業の稼ぐ力の強化に向け、「中小企業における知的財産の活用・保護の推進」を、政府・政党、経営支援機関、中小企業経営者等に対し、強く訴えてきている。

国内外の政治・経済情勢が目まぐるしく変化する中、日本経済は今まさに、デフレ下の失われた30年を取り戻すべく、潜在成長力の底上げと国際競争力強化による国際的地位の再浮上に向けた、非常に重要な転換点にいる。

さらに、人口減少・少子高齢化、人手不足という構造的な課題にも直面している中、中小企業は、付加価値を向上させ、賃上げや次なる投資の原資を稼ぐ必要がある。

そのためには、中小企業は、イノベーションを創出し、産み出した新しい技術・アイデア・ブランド・デザインなどを、特許や商標、意匠などの知的財産として保護しつつ、差別化した商品・サービスの販路を国内外に拡大させることが、さらに重要になっている。

中小企業の知財経営リテラシー不足に起因する不適切事象

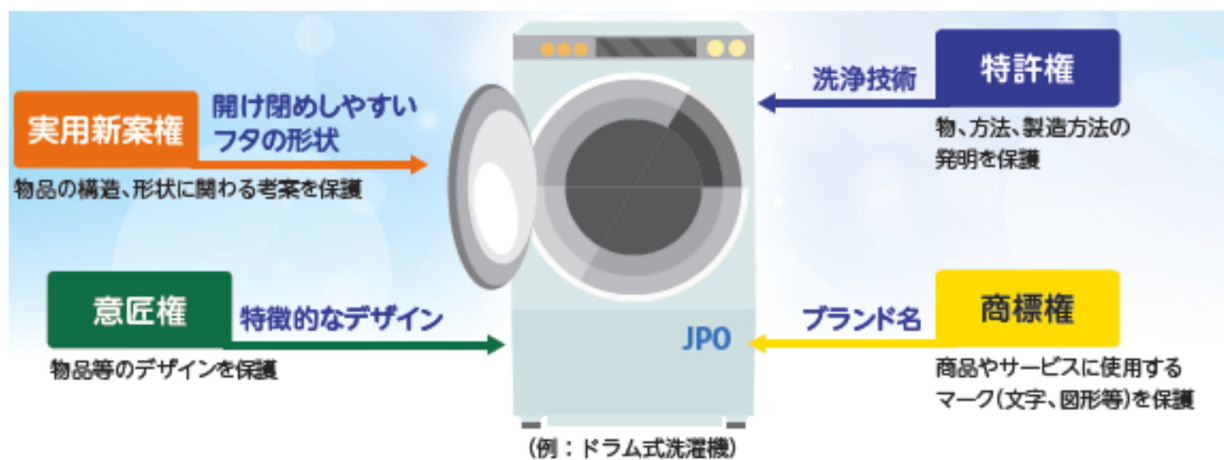
知的財産は中小企業経営において極めて重要であるが、中小企業において知財経営リテラシーが不足しているため、以下表に記載のとおり、知らずに他社の知的財産を侵害していたり、自社

の知的財産を保護していなかったり、他社から知的財産を奪われていたり、様々な不適切事象が生じており、これらは早急に是正する必要がある。

- ・ ネットで自社商品（商標権未取得）を販売したら、他社から商標権侵害との警告文が送られてきた。
- ・ 自店の大人気のラーメンの袋麺を販売しようとしたら、自店名の商標権が他社に取得されていた。
- ・ 取引先から知財契約の締結を求められた際、自社にとっても不利な契約内容だった。
- ・ 取引先に提出した図面を他社に流布されて、受注できなかった。
- ・ 展示会で、自社商品の製造方法等を根掘り葉掘り聞かれ、つい詳しく伝えたら、後日、同様の製品が販売され、自社製品の売上が激減した。
- ・ 取引先が工場に視察に来た際、多数の写真を撮影し、後日、発注が来なくなった。

中小企業経営者から、「知財は自社に関係ない」「知財って特許でしょ」と言われることが多い。知的財産は、特許権や商標権、意匠権などの権利化しているものと、設計図面や営業ノウハウ、顧客データなどの権利化されていないものを含め幅広い種類がある。

実は、新技術を開発したり、新製品を開発・販売したりすると、ほとんどのケースで、特許や実用新案、商標、意匠などの知的財産が絡んでいる。知的財産は、業種や規模にかかわらずあらゆる企業に関係していること、そしてしっかり保護しないと製品・サービスを販売できなくなる恐れがあることを、中小企業経営者に知っていただく必要がある。



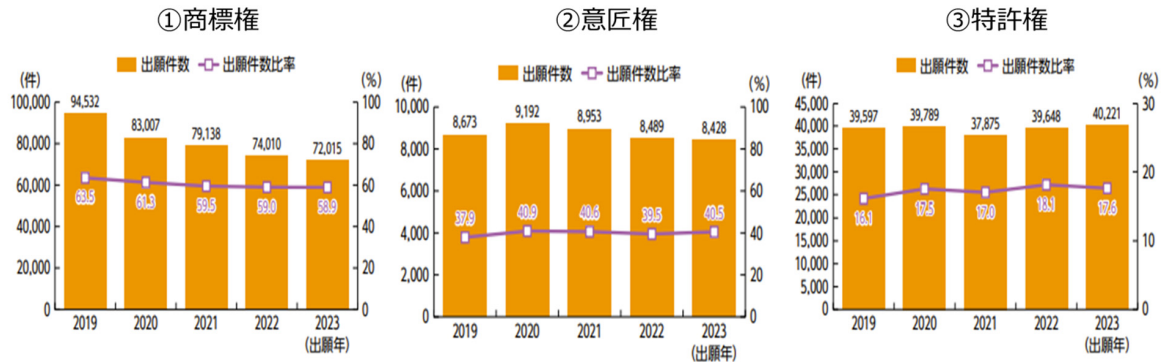
(出典) 特許庁「ビジネスに潜む 知的財産活用チェックリスト」

中小企業の知的財産権の出願動向

中小企業における2023年度の出願動向をみると、ブランドを保護する商標権は、約72,000件で全体（中小企業＋大企業等）の約6割、デザインを保護する意匠権は、約8,400件で全体の約4割、技術を保護する特許権は、調査開始以来初の4万件（全体の2割弱）を突破した。

知的財産権の取得は、決して製造業だけではない。非製造業においても、自社のブランド活用・保護等のために出願する中小企業は多く、知財活用の裾野は、中小企業にも広がりを見せている。

中小企業の知的財産権の出願件数推移



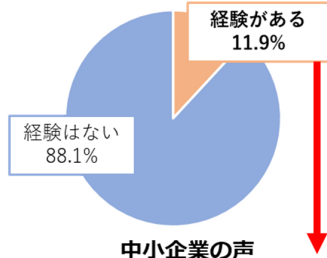
【出典】特許庁 特許行政年次報告書2024年版から抜粋

知財の取引適正化に関する中小企業の現状・施策の認知度

政府において、知財の取引適正化に関する様々な施策が講じられている一方、中小企業が被害を受ける知財侵害は依然として継続している。

日本商工会議所の調査では、約8社に1社が知的財産への侵害行為を経験したと回答。また、政府の知財保護に関する施策について、4割超が認知していない状況である。

【知財侵害行為を受けた経験】



中小企業の声

- 取引先より、**監査のために工場訪問を行うことを要求された**。監査は、2～3名で数時間程度行われるのが通常であるが、その際は8～10名で2～3日間行うことを要求された。**技術・情報を盗むことを目的としていることが疑われたため、断った。** (甲府 金属製品製造業)
- **入札では不採用だったものの、その際に提出したデータを無断で使用されたことが何度もある。** (八尾 電気通信工事業)
- **共同で事業を行う前提で、他社にノウハウなどを提供していたが、契約の直前になって、そのノウハウを他社が単独で使用し、全国展開された。** (札幌 自動車用品小売業)

「知的財産の保護」に関して知っている施策

「下請Gメン」（取引調査員）による実態調査	30.9%
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	29.3%
パートナーシップ構築宣言における「知財・ノウハウ」の明記	21.5%
知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針	13.3%
製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書	8.8%
知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形	7.3%
特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」	6.7%
「知財Gメン」（取引調査員）による実態調査	6.4%
INPIT知財総合支援窓口	4.5%
スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針	3.8%
IP ePlat（知財に関するeラーニングサイト）	1.7%
オープンイノベーション促進のためのモデル契約書	0.9%
その他	0.5%
知っているものはない	42.8%

【出典】日商LOBO調査（2024年8月）
調査期間：2024年8月15日～21日

中小企業が被害を受ける知財侵害の実態

公正取引委員会が2019年6月に公表した「優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」では、知財取引における「①片務的なNDA（秘密保持契約）」、「②ノウハウの開示強要」、「③買ったたき」、「④技術指導等の強要」、「⑤名ばかりの共同研究」、「⑥出願に干渉」、「⑦知財の無

償譲渡等」に関する様々な知財侵害事例が報告されている。

- ・ 自社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、自社から開示した技術が無償で様々なビジネスに利用できるという片務的な契約の締結を強いられる（業務用機械器具製造業）
- ・ 秘密保持契約や目的外使用禁止契約に応じてもらえない状況の下、営業秘密を扱っている区画も含めた製造工程等を全て動画撮影して無償で提供しよう強要される（電子部品・デバイス・電子回路製造業）
- ・ 金型だけを納品する取引から、金型に併せて自社のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料も納品する取引に変更したにもかかわらず、対価は一方的に据え置かれる（金属製品製造業）
- ・ 転注先の海外メーカーが図面どおりに製造できなかったという理由で、当該海外メーカーの工具に対して、自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる（生産用機械器具製造業）
- ・ ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同研究開発であるにもかかわらず、その成果である新技術は発明の寄与度に関係なく、全て取引先により無償で帰属するという取引先作成の雛形で契約させられ、新技術を奪われる（ゴム製品製造業）

また、中小企業庁が毎年実施している、下請Gメンによる「下請中小企業ヒアリング調査」でも、業種別の具体的な知財侵害の事例が報告されている。

- ・ 注文書に記載の無い金型設計図面、設計データ及びそれを印刷した紙での提出を求められており、無償で提供している（電機・情報通信機器）
- ・ 定期的に、品質認証の更新審査を目的に、当社の仕入先リスト、取引数量、QC工程表等の機密書類の提出を何十年も前から求められている。無いと言って断ると是正勧告書が届き、次の要求時までには揃えるよう勧告され、提出しない場合は取引停止となる（建設機械産業）
- ・ 日常的に自社に断りもなく、取引先の社員が、顧客である住宅ハウスメーカーの社員を連れて工場内に入り、勝手に設備等の紹介を行っている現場に遭遇する。本来であればクレーム事案であることは承知しているが、自社の立場では静観するしかないのが実情（建材・住宅設備）

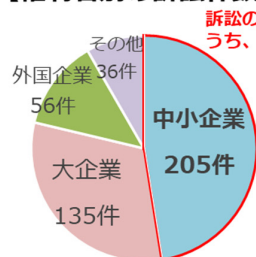
中小企業における知財訴訟の実態

知財は中小企業における企業経営の根幹であり、一度侵害されてしまうと取り返しがつかず、企業経営の継続が危ぶまれてしまう。

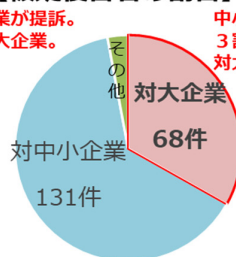
現在、「知財が侵害されたら、訴訟で取り返す」ことが前提となっているが、中小企業は、今後の取引への影響や資金・人材が潤沢でないことなどから、訴訟を躊躇し泣き寝入りしていることも多い。

強い技術を持つ小さなプレイヤーを守るためには、「侵害した者勝ち」を許さないというマインドチェンジとともに、侵害が事前に強く抑止される制度化が必要である。

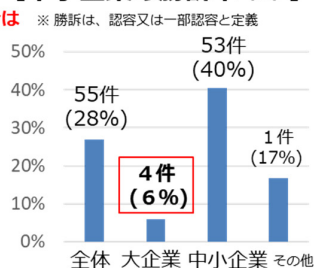
【権利者別の訴訟件数】



【被疑侵害者の割合】



【中小企業の勝訴率（※）】



出典：実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方について（2019年特許庁）を基に事務局で作成

①事例【化学品製造業】

- ・特許侵害に対して提訴し、知財高裁まで戦った。請求額1億円で提訴したが、減額されて判決で5,000万円にとどまった。
- ・勝訴はしたが、弁護士費用（2,500万円程度）に加え、被疑侵害品の調査費等も負担し、トータルは赤字。訴訟期間は5年ほどかかり、割に合わなかった。

②事例【建築金物製造業】

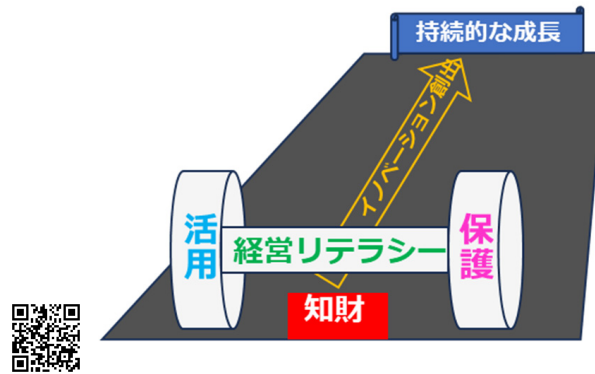
- ・取引先が同業他社に対して当社の図面を横流ししたことで、模倣品が流出し、特許訴訟を提起。
- ・被告側の意図的な裁判の引き延ばしにより、裁判期間3年を超え、勝訴はしたが、弁護士費用等で1,800万円程度を負担。
- ・また、役員・従業員が裁判対応に張り付きで、本業を全く行えず、その間の機会損失も含め、被害は計り知れない。

中小企業における知的財産の活用・保護の推進に向けた政策提言

中小企業は、固有の革新的な技術や蓄積されたノウハウを保有している。これらの知財は企業の成長に重要な資産であり、「持続的・構造的賃上げ」の実現に向けた「稼ぐ力の種」と言える。わが国が直面するデフレからの脱却を確実なものとするためには、知財の取引適正化の向上により、「稼ぐ力の種」となる知財への侵害の抑止強化を図るとともに、知財の活用推進が不可欠である。

そこで、日本商工会議所の小林健会頭は、総理主宰の「新しい資本主義実現会議」（3月28日）で、2025年を「中小企業における知的財産の活用・保護の推進元年」と位置づけ、関係省庁の連携のもと、中小企業における①知財経営リテラシーの向上、②知財の活用推進、③知財の保護強化の3本柱を盛り込んだ「中小企業における知的財産の活用・保護推進アクションプラン」の策定とその実行を強く要望した。

翌4月17日に、日本商工会議所は、同アクションプランの策定を含めた「知的財産政策に関する意見」（以下QRコード参照）を決定・公表した。



◆「中小企業における知的財産の活用・保護推進アクションプラン」の策定を

(1) 知財経営リテラシーの向上

①中小企業・小規模事業者の経営者、②経営支援機関、③国・地方自治体の各層に対する知財の活用・保護に関する普及啓発

- ・中小企業関係の補助金における公募要領・書式等において、知財の有無を確認する項目を記載
- ・知財取引の適正化に向けた秘密保持契約等の締結指導、不当な契約の見直し実施
- ・自社の技術・ノウハウ、データ等（営業秘密を含む）を安易に開示しないための指導の強化（視察等での情報開示防止、営業秘密としての情報管理の徹底、生成AI活用等による意図しない流出防止など）

(2) 知財の活用推進

- ・よろず支援拠点とINPIT知財総合支援窓口の連携強化に向けた体制構築
- ・「稼ぐ力の種」である知財の活用促進に向けた政府予算の拡充
- ・「イノベーションボックス税制」の活用促進・制度拡充

(3) 知財の保護強化

- ・知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名公表の早期実施
- ・知財侵害抑止に資する指針の早期策定
- ・将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討

知財の保護強化、将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討

「知財の保護強化」について、同意見では、①知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名公表の早期実施、②知財侵害抑止に資する指針の早期策定、③将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討、を要望している。

同要望の背景は、「大企業と中小企業の新たな共存共栄に向け、中小企業だけが不利益を被ることのない知財いじめがない世界を作る」「立場の弱い中小企業に訴訟を起こし取り戻させる負担を負わず、侵害が事前に強く抑止される制度を設計し、侵害し得の状況を是正する」「中小企業が自らの知財被害について声を上げやすくする」という世の中にしたいという思いがある。

前述③「将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討」について、知財訴訟における被害者の救済措置については、2019年度の特許法改正における「損害賠償額の算定基準

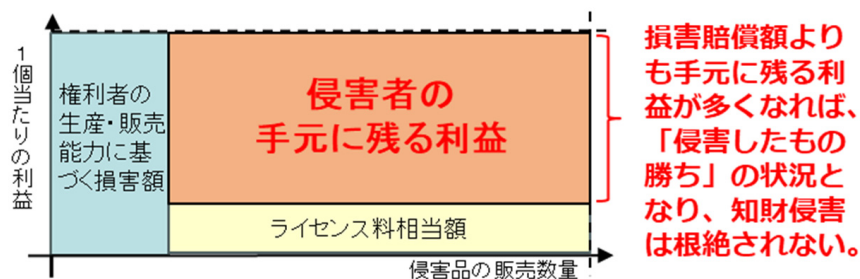
の見直し」や「査証制度の導入」等により一定の改善が図られ、一部では損害賠償額が高額になるケースも出てきている。

一方、現行の特許権侵害への救済手続である「損害賠償請求（特許法第102条）」については、実損分の補填に留まっている。また、「不当利得返還請求」については、特許法上に規定がなく民法が適用されることになるため、被侵害者が金額の算出を行わなければならない、特許権訴訟の性質上、立証活動が困難な場合が多いことから、「差止請求」または「損害賠償請求」での対抗措置しか取りうることができない。

このように、現行の救済手続では、侵害者の手元に残る利益の存在が否定できず「侵害した者勝ち」の状況となり、侵害の抑止効果としては十分でない。

ついで、故意・悪質な権利侵害の根絶に向け、侵害者に対する制裁だけでなく、侵害者の手元に残る利益が否定されることを旨として、知財侵害行為の抑止に資する制度を早急に策定すべきである。

「侵害し得の状況の是正」に向け、関係者の叡智が求められている。



政府の中小企業における知的財産政策の動向

日本商工会議所の政府への働きかけが奏功し、「知的財産推進計画2025」（6月3日）や、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（6月13日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（6月13日閣議決定）において、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む旨が盛り込まれた。今後、その早期の実行が期待される。

◆「知的財産推進計画2025」（抜粋）

○知的財産の「保護」

- ・政府全体での中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度構築への対応。
- ・公取における実態調査およびその結果を踏まえた適切な知財取引のための独禁法上の指針策定と遵守の徹底。
- ・「知財経営支援ネットワーク」を通じた好事例の創出や伴走支援、支援人材の育成。
- ・「秘密情報の保護ハンドブック」や「営業秘密管理指針」の周知等を通じた、営業秘密の漏えい防止に向けた啓発。
- ・損害賠償額算定方法の検証及び侵害抑止に向けた更なる対応の必要性、適切な制度的手当のあり方の検討。

◆「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(抜粋)

○中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む

○中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。

加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク(特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み)を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2025」(抜粋)

○中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク(※)を通じたりテラシーの向上等に取り組む。

※特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知的財産の観点から支援する枠組み

ふるさと納税制度にかかる通知(商標権等侵害の防止)

ふるさと納税の返礼品において、商標権侵害の事例があるとの声が寄せられたため、前述の「知的財産政策に関する意見」(4月17日)において、「ふるさと納税の返礼品において、商標権等の侵害がないことを、地方自治体が事業者に対し注意喚起することも必要である」と要望するとともに、総務省と特許庁と協議を実施した。

これを受け、総務省は6月24日、ふるさと納税制度にかかる地方自治体向けの通知で、注意喚起文(返礼品等における商標権等侵害の防止)を記載したところである。

◆ふるさと納税制度に係る通知

○返礼品等における商標権等侵害の防止

返礼品等について、商標権等を侵害している事案が発生している。商標権等の侵害は直ちに各指定基準に違反するものではないが、ふるさと納税制度に対する信頼を損ねるものであることから、地方団体においては返礼品取扱事業者に対し、注意喚起を行うべきこと。

また、独立行政法人工業所有権情報・研修館が設置している知財総合支援窓口（※）では、商標権等に係る相談に応じており、返礼品取扱事業者に対し、この活用を周知することも考えられること。

※知財総合支援窓口 知財ポータル <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

全国の窓口一覧 <https://chizai-portal.inpit.go.jp/area/>

なお、①ふるさと納税の返礼品は年間約110万件（総務省調べ）で、②有効な商標権件数が約138万件（特許庁調べ）なので、本注意喚起文を契機に、①の中で商標権未登録のものが商標権登録されることによって、商標権登録数が増加することが期待される。

INPIT知財総合支援窓口による知財経営支援

知的財産に関する具体的な相談について、身近な経営支援機関である商工会議所、知財の専門家である弁理士、法律の専門家である弁護士等に相談することが有用である。

また、特許庁の外郭団体である独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が各都道府県に設置している「INPIT知財総合支援窓口」に相談することも一助になる。同窓口には、弁理士や現役時代に知財を担当していた大手企業OBらが、無料で相談に応じてくれる。なお、商標権・特許権等の権利の登録状況は、ネットで無料検索できる「J-PlatPat」（特許情報プラットフォーム）で、自ら確認できるが、知りたい情報を正確に把握するには少々コツが必要とのことであり、専門家に相談するのが最善である。

私は昨年来、合計16か所のINPIT知財総合支援窓口を訪問して、支援担当者の皆様と意見交換をしてきている。一般的に、知財＝特許という印象が強い中、同窓口での相談の半分以上が、商標に関するものだった。相談の中には、「自社製品（商標権未登録）をネットで販売したところ、商標権を取得している企業から、商標権の侵害を理由とした警告文が送られてきた」というケースが多かった。他者の商標権を侵害していた場合、そのネーミングはもはや使えず売上が激減したり、すでに作成したパッケージ等の廃棄コストが必要となったりするなど、企業経営に大きな影響を与えることになる。

こうした状況を招いている最大の要因は、知的財産の内容や保護・活用に関する知識である「知財経営リテラシー」が不足しているからである。本来、知財経営リテラシーは、重要な経営リテラシーの一つであるにもかかわらず、経営者、商工会議所の経営指導員や税理士、中小企業診断士、金融機関など経営支援する側、国や地方自治体というすべての層で、一部の方を除き、その知識が不足していると言っても過言ではない。

前述の政府の知的財産政策により、各層において、知財経営リテラシーが向上することが急がれる。

取引先との知財契約の留意点

自社の知的財産を保護するため、取引先との知財契約の内容に注意が必要である。

特に大企業との取引において、渡された分厚い契約書をよく確認しないままサインしてしまうと、秘密情報についての取り扱いや問題が起きたときの責任のあり方について片務的で不平等な契約を結んでしまうことがある。

不平等な契約を締結しないよう、契約内容をよく確認することが大切である。中小企業庁が策定した「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」（右QRコード参照）が参考になる。また、弁護士や弁理士、INPIT知財総合支援窓口にご相談することが有用である。



なお、取引先との共存共栄関係の構築を目指す経営者が署名する「パートナーシップ構築宣言」（右QRコード参照）では、「④知的財産・ノウハウ。知的財産取引に関するガイドラインに掲げられている基本的な考え方や契約書ひな形を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません」と記載されている。同宣言に則り、知財契約が適正に締結されることが期待される。



知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」

日本商工会議所・東京商工会議所は、中小企業における知財経営の推進に向け、「知的財産活用事例集『知恵を稼ぐ力に～100社の舞台裏～』」を、ホームページ（以下QRコード参照）に公表している。

本事例集では、中小企業が「知財の活用＝稼ぐ力」であることを認識し、自らも知財経営を進める契機としていただくことを目的に、「知財経営」を実践する全国の中小企業の事例を取材し、知的財産権の取得に至ったきっかけや、取得までの過程、これから知財活用に取り組む企業に向けたメッセージなどを紹介している。

また、本事業の公式Xのアカウント（以下QRコード参照）では、取材時のインタビューの様子動画・写真等を順次公開しているので、是非、それぞれご高覧賜れば幸いです。



日商HP



東商HP



公式X

終わりに

以上、「中小企業における知的財産の活用・保護の推進」に関し、中小企業における知的財産の重要性、知財経営リテラシー不足に起因する不適切事象、知財侵害の実態、日本商工会議所の政策提言、政府の知的財産政策の動向、INPIT知財総合支援窓口による知財経営支援、知的財産活用事例集などを記載した。

是非、皆様におかれては、現在、官民連携で進めている「中小企業における知的財産の活用・保護の推進」に、それぞれのお立場でご協力賜れば幸いです。

以上